

昭島市農業委員会だより

令和6年3月31日号

大地の恵み

発行
昭島市農業委員会

【昭島市農業委員会が新しい体制になりました】

改選に伴い、令和5年7月20日より第25期昭島市農業委員会がスタートしました



前列左より

農政副部会長	篠 吉和	中神町	委員	小町 江津子	宮沢町
農政部会長	清水 幸治	中神町	委員	石川 幹雄	大神町
職務代理者	宮崎 邦康	東町	委員	坂本 陽	東町
昭島市長	臼井 伸介		委員	高垣 明枝	宮沢町
会長	鈴木 実	宮沢町	委員	野島 喜博	拝島町
農地部会長	指田 貞芳	上川原町	委員	臼井 雅彦	拝島町
農地副部会長	木野 篤志	田中町	委員	森田 幸子	朝日町

後列左より

【会長挨拶】第25期会長に就任いたしました鈴木です。市内農地が永続的に保全され、次世代に継承されますよう、都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借、農地長期貸借奨励事業、生産緑地の追加指定及び再指定など、委員会活動を通じて啓蒙してまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

昭島市農業委員会 会長 鈴木 実



第六十五回
東京都農業委員会・農業者大会
第六十二回
第四十二回
第五十回
企業的農業経営顕彰
農業後継者顕彰
農業委員会等功労者表彰

・農業後継者顕彰
左端：植田晃生氏
(中神町)

・農業功労者
中央：森田久夫氏
(朝日町)

・企業的経営顕彰
右端：指田邦暢氏
(上川原町)

令和6年2月15日(木)に「第65回東京都農業委員会・農業者大会」がFOSTERホール(昭島市市民会館)で開催されました。昭島市からは、指田邦暢氏(上川原町)が企業的農業経営顕彰、森田久夫氏(朝日町)が農業功労者感謝状、植田晃生氏(中神町)が農業後継者顕彰を受賞され、当大会にて表彰されました。おめでとうございます。



令和6年2月5日(月)「令和5年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」が武蔵野市の武蔵野劇場で開催されました。昭島市からは、小室栄治氏(大神町)が受賞され、表彰されました。おめでとうございます。

令和5年8月の相談会、11月の事前審査会、令和6年1月の審査会を経て 15 経営体の農業経営改善計画が認定され、3月 19 日には昭島市長より認定農業者の皆様に認定書が授与されました。



令和6年3月 13 日に昭島市農業経営者クラブ及び昭島市農業委員会合同の視察研修会が開催され、埼玉県羽生市のハイフラワーを見学させていただきました。約 10ha の農園で年間 500 万ポットの花壇苗などの生産を行っている生産方法や従業員などの配置について説明していただきました。

ハイフラワーは、お客様のニーズに合わせ、栽培する品種を花壇苗から野菜苗へ変更したり、苗の栽培からイチゴの摘み取り販売への変更など、時代に合わせた経営方法についてもご説明いただきました。その後は、昼食をいただきながら意見交換会を行い、その後は「道の駅はにゅう」で地域野菜の販売方法を見学しました。





令和5年11月10日に第55回昭島市農業特産品共進会が開催されました。各部門の最優秀賞は次のとおりです。

鶏卵の部 指田敏雄
果実の部 紅林隆男
蔬菜の部 井上泰男
植木の部 矢島平一郎
花卉の部 柳澤裕治
果実(その他)の部

宮崎邦康

以上の皆様が受賞しました。
おめでとうございます。

令和5年11月11・12日に第53回昭島市産業まつりが開催され、農業委員会ブースでは搾島ねぎが販売されました。



令和6年1月25日に第72回関東東海花の展覧会審査会が開催され、柳澤裕治氏(大神町)のプリムラ・マラコイデスが銀賞となり、特別賞として誠文堂新光社「農耕と園藝」賞を受賞しました。

おめでとうございます。

【アライグマ・ハクビシンの防除】

近年、昭島市においてもアライグマやハクビシンによる農作物被害が出ています。令和2年度より実施している農地を対象にしたアライグマやハクビシン等の外来生物の防除を行う事業を令和6年度も実施いたします。市が農地に箱罠を設置します。捕獲できた場合は、処分する専門業者が圃場まで取りに来て引き上げます。捕獲できた外来生物の処分費は市が全額負担します。処分の補助は先着20件です。箱罠の設置を希望される方は農業委員会事務局までご連絡ください。



【納税猶予農地について】

納税猶予の適用を受けた農地では、耕作の目的に供されている土地である必要があります。下記のように違反した場合は、猶予の打ち切り（期限の確定）となるのでご注意下さい。

〈全部確定〉

- ・違反転用や譲渡等の合計が特例適用農地等の面積の20%を超えた時。
- ・農業をやめた時。
- ・3年ごとの届出書を提出しなかった場合。

〈一部確定〉

- ・違反転用や譲渡等の合計が特例適用農地等の面積の20%を超えない時。
 - ・収用等で農地等を譲渡した場合。
 - ・農業用関係ではない建築物を設置した場合
 - ・販売待ちの木を一時的に植えている場合など
- 詳しくは農業委員会へ問い合わせ下さい。

【女性農業委員について】

令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標として、①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。②農業委員に占める女性の割合を令和7年度までに30%を目指すことが定められました。現在、昭島市農業委員会では、3名の女性委員が活躍しています。令和8年の改選で4名を目標にしていきます。

～生産緑地制度について～

生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度のことを言います。生産緑地の指定を受けると固定資産税の評価が農地課税となり、税制面で大きな優遇を受ける反面、30年間の営農義務と行為制限が課せられ、主たる従事者の故障や死亡を除いては、生産緑地指定を解除するための市長へ買取り申出できません。詳しくは、市役所の都市計画課か農業委員会にご相談ください。

～特定生産緑地制度について～

平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地法が施行されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります（現行制度が継続します）。特定生産緑地制度の指定を受けない場合は、その農地の固定資産税等が段階的に引き上げられ、新たな相続が発生した時に相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなるので注意が必要です。

特定生産緑地制度の指定を受けようとする場合は、指定から30年経過する前に申請する必要がありますので、市役所の都市計画課か農業委員会にご相談ください。

～都市農地貸借円滑化法について～

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、生産緑地の貸借が可能になりました。この法律により、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合にその生産緑地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。詳しくは農業委員会にご相談ください。

■ 申込み／農業委員会事務局
年額 8400円
■ 購読料／月700円
■ 発行日／週1回（金曜日発行）
農業経営と暮らしに役立つ
情報が満載です。

全国農業新聞

■ 申込み／農業委員会事務局
■ 加入要件
① 国民年金第1号被保険者
② 年間60日以上の農業従事者
③ 20歳以上、60歳未満の方
相続対策には長い時間をかけた備えが必要です。
農業者年金